

## 指定短期入所生活介護 利用料金表

【別紙】

## 1. サービス利用料金 地区区分単価 1級地【特別区】¥11.10

○平成30年8月1日以降(3割負担)

(日額)

個室	サービス費 (10割)	利用者負担額 (3割)	滞在費	食費	利用者負担額
要介護1	6,482円	1,945円	1,150円	1,380円	4,475円
要介護2	7,237円	2,172円			4,702円
要介護3	8,014円	2,405円			4,935円
要介護4	8,769円	2,631円			5,161円
要介護5	9,501円	2,851円			5,381円

特別養護老人ホーム羽田におきましては、個室のご利用でも旧基準を経過措置で満たしており、利用料(滞在費)は多床室と同じになります。

多床室	サービス費 (10割)	利用者負担額 (3割)	滞在費	食費	利用者負担額
要介護1	6,482円	1,945円	840円	1,380円	4,165円
要介護2	7,237円	2,172円			4,392円
要介護3	8,014円	2,405円			4,625円
要介護4	8,769円	2,631円			4,851円
要介護5	9,501円	2,851円			5,071円

## 【その他加算】

加算名	サービス費 (10割)	利用者負担額 (3割)	該当加算○印
生活相談員配置等加算(共生型サービスの場合)	144円	44円	
生活機能向上連携加算			
(Ⅰ)個別機能訓練加算加算時	1,110円	333円	
(Ⅱ)	2,220円	666円	
機能訓練体制加算	133円	40円	○
個別機能訓練加算	621円	187円	
看護体制加算			
(Ⅰ)	44円	14円	
(Ⅱ)	88円	27円	
(Ⅲ)イ	133円	40円	
(Ⅲ)ロ	66円	20円	
(Ⅳ)イ	255円	77円	
(Ⅳ)ロ	144円	44円	
医療連携強化加算	643円	193円	
夜勤職員配置加算			
(Ⅰ)	144円	44円	○
(Ⅱ)	199円	60円	
(Ⅲ)	166円	50円	
(Ⅳ)	222円	67円	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	2,220円	666円	○
若年性認知症利用者受入加算	1,332円	400円	
送迎加算(片道)	2,042円	613円	○
緊急短期入所受入加算	999円	300円	○
療養食加算 (1日3食を限度に1食につき)	88円	27円	○
在宅中重度者受入加算			
看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定している場合	4,673円	1,402円	
看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定している場合	4,628円	1,389円	
看護体制加算の上記のいずれも算定している場合	4,584円	1,376円	
看護体制加算を算定していない場合	4,717円	1,416円	
認知症専門ケア加算			
(Ⅰ)	33円	10円	
(Ⅱ)	44円	14円	

サービス提供体制強化加算			
(I) イ	199円	60円	
(I) ロ	133円	40円	
(II)	66円	20円	○
(III)	66円	20円	

介護職員処遇改善加算		
(I)	[介護報酬総単位数] × 8.3%	○
(II)	[介護報酬総単位数] × 6.0%	
(III)	[介護報酬総単位数] × 3.3%	
(IV)	([介護報酬総単位数] × 3.3%) × 90%	
(V)	([介護報酬総単位数] × 3.3%) × 80%	

当該加算は、すべてのご契約者に加算され、区分支給限度基準額の算定対象外

## 2. キャンセル料について

ご利用をキャンセルされる場合や食事が不要となる場合は、すみやかにご連絡をお願いします。利用前日17時まで、ご連絡がなかった場合は、次表のとおり食費相当額(初日分)がキャンセル料としてかかります。

連絡日時	利用前日17時まで	利用前日17時～、 ご連絡がなかった場合
負担限度額認定区分		
第1段階	0円	300円
第2段階		390円
第3段階		650円
第4段階		1,380円

※滞在費と食費について負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載されている負担限度額とします。

※朝食:290円、昼食:630円、夕食:460円

## 3. 介護保険給付対象外サービスの費用

日常生活上必要とされる諸費用	実費
クラブ活動費	実費
理美容費	1回 1,300円
複写物の交付	1枚 10円
行政手続きの代行	実費 (例:住民票300円など)

## 4. 滞在費、食費の負担額(日額)

世帯全員が市町村民税非課税の方や、生活保護を受けている方の場合、施設利用の滞在費・食費の負担が軽減されます。

段階区分		滞在費		食費		
所得区分	利用料負担段階	個室	多床室			
市町村民税	世帯課税者	第4段階	1,150円	840円	1,380円	
	世帯非課税者	合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円超	第3段階	820円	370円	650円
		合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下	第2段階	420円	370円	390円
		老齢福祉年金受給者など	第1段階	320円	0円	300円